第4回 次世代政策サミット　政策提言（防災）

逃げ切る日本

J-EVAC

平時の防災と有事の国民保護を接続する避難基盤

チーム名

学生時代最後の輝き

氏名

野村武史
成蹊大学大学院法学政治学研究科政治専攻

小川翔也
成蹊大学法学部政治学科



警報の次の瞬間に、一人ひとりの手元へ「逃げ方」を届ける。

いま、Jアラートが鳴ったら。

あなたは、すぐに答えられますか。



どこへ？



どの道で？



いつ？



誰と？

この四つの答えは、いま一人ひとりの手元に届いていない。

2050年、警報と同時に「逃げ方」が一人ひとりに届く

「逃げ切る」とは　誰一人取り残さず、全員が生き延びること



高齢の要支援者

届くもの

迎えに来る支援者の名前と、集合の時刻



旅行者・訪日客

届くもの

母語で、最寄りの避難先



国境離島の住民

届くもの

乗る船・飛行機の便名と、出発の時刻



施設の入所者

届くもの

施設ごとに、入所者全員の避難の段取り

2050年の姿　災害の種類・住む場所・年齢・国籍を問わず、個人単位で逃げ方が届くことを標準のインフラにする。J-EVACは、その最初の基盤である。

国はここまで来ている。欠けているのは、最後の一歩

警報を鳴らす

Jアラート

施設を指定する

緊急一時避難施設

計画を計算する

広域避難の総量計画

一人ひとりが実行できる

本提言が埋める部分

課題 **逃げ方を持たない有事**

警報も計画もある。それを一人の行動につなぐ部分がない。

出典：消防庁「全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要」[19]／内閣官房国家危機管理室「沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組」（令和8年3月）[10]

同じ人なのに、災害と有事で「逃げ方」の有無が分かれる

大雨・地震のとき

- 市町村の名簿に載っている
- 迎えに来る支援者を決める計画がある（作成済みの場合）
- 近くの避難所へ、支援者と一緒に



Aさん（例）

82歳・車椅子で
一人暮らし

武力攻撃のおそれがあるとき

- 避難の指示は出るが、個人単位の割当はない
- 迎えに来る人が決まっていない
- どの船・飛行機に乗るのか分からない

有事にも避難の指示と市町村の避難実施要領はあり、そのパターンは全市町村が作成済み。ただし、個人単位で支援者と便を事前に定める仕組みはない。

出典：内閣府・消防庁「調査結果」（令和8年4月1日現在）[7]／国民保護法第54条・第61条[2]／消防庁『令和7年版 消防白書』[33]

沖縄戦の教訓は、まだ制度になっていない

1944年8月22日

学童疎開船「対馬丸」撃沈

1,484人

うち学童784人（氏名判明分）

危険な海域になってから始まった疎開の途上で、命が失われた。

そして今、先島諸島の島外避難の計画

約12万人	6日程度	8県32市町
住民112,337人＋観光客約1万人	1日約2万人を運ぶとした単純計算	九州・山口の受入先

計画は前進。ただし「全体の量」の計算まで。

誰が、どの便に、いつ乗るのかは、まだ決まっていない。

出典：沖縄県公文書館「1944年8月22日 学童疎開船『対馬丸』が撃沈される」[22]／内閣官房国家危機管理室「沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組」（令和8年3月）[10]

いまが好機　11月2日、防災庁が発足する

防災庁

令和8年11月2日発足（9月25日閣議決定）

- 各省庁への勧告権をもつ
- 定員352名に増強
- 事前防災を推進する

つなぐ回路がない

国民保護

内閣官房・消防庁の所管に残る

- 武力攻撃事態等は所掌の外
- 勧告権の対象も「災害」まで
- 個人単位の誘導の仕組みはない

体制が固まる前の今なら、つなぐ回路を組み込める。

出典：内閣官房防災庁設置準備室「防災庁設置法及び関係法律の整備等に関する法律の概要」[6]／日本経済新聞（2026年9月25日）[32]

主要国は、災害と有事を一つの仕組みで扱っている

	災害と有事を束ねる方法	一人ひとりへの事前の避難割当
米国	✓ 一つの警報規格で、1,800を超える発令機関を接続	✗ 確認できず
ドイツ	✓ 民間防護と災害対策を一つの体系に。全国訓練で回答者の97%が受信	✗ 確認できず
英国	✓ 戦争・テロと災害を、一本の法律で定義	✗ 確認できず
韓国	✓ 一つの省、一つのアプリで両方を提供	✗ 確認できず
日本	✗ 法律も、所管も、システムも別々	✗ なし

束ねることでは追いつき、個人単位の割当で一歩先を目指す。

公的資料で確認できる範囲による。出典：FEMA「IPAWS」[24]「Common Alerting Protocol」[25]／BBK[26][27]／UK Civil Contingencies Act 2004 Explanatory Notes[28]／大韓民国行政安全部「安全ディディムドル」[29]

J-EVAC　既にある仕組みを「つなぐ」避難基盤

災害の側で育った仕組み

- 避難行動要支援者名簿
- 被災者支援のシステム
- 防災DXの基盤
- Jアラート・防災無線
- みちびき衛星

J-EVAC

上層　配信

アプリ・防災無線・支援者・紙のカードで、一人ひとりへ

下層　制度の接続

データの標準・運用の手順・法的根拠で、府省庁をつなぐ

有事の避難（国民保護）

- 一人ひとりの割当
- 乗る便と出発の時刻
- 迎えに来る支援者
- 最寄りの避難先

新しいアプリを作る提案ではない。

実施主体：内閣官房・消防庁・デジタル庁　／　連携：防災庁・地方公共団体

出典：内閣府「クラウド型被災者支援システム」[17]／デジタル庁「防災DXの取組」[18]／消防庁「Jアラートの概要」[19]／内閣府「衛星安否確認サービス（Q-ANPI）」[20]

届かない原因は、技術ではなく三つの制度の壁

データの壁

災害用と有事用で書式が違い、互いに読めない

↓

共通データ標準

名簿を土台に、一人ひとりの「避難プロファイル」を共通の形式にする

運用の壁

指揮する役所も、切り替えの手順も別々

↓

共通運用プロトコル

平時から有事まで、段階ごとの指揮と手順を事前に合意しておく

法の壁

災害のために集めた情報を、有事に使う明確な根拠がない

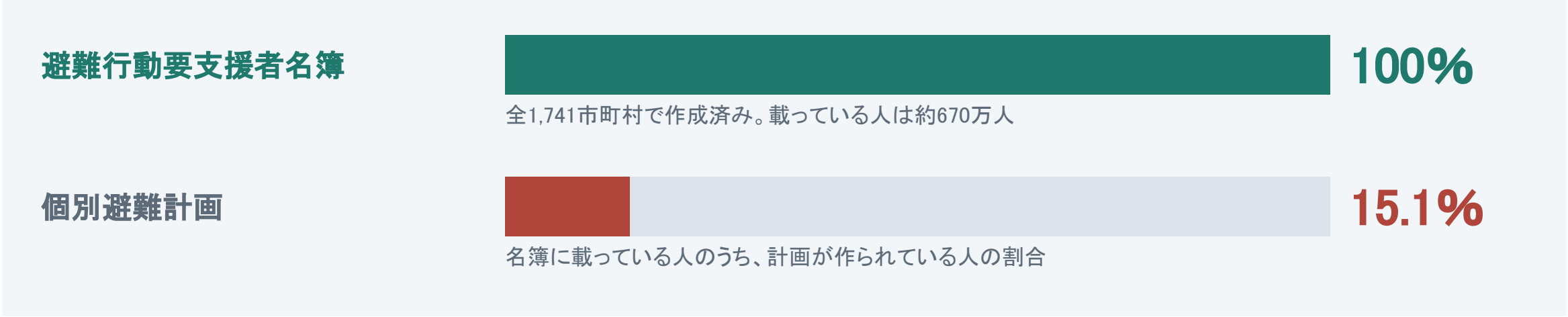
↓

法的接続

国民保護法に規定を新設し、目的を限って使えるようにする

出典：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）[1]／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）[2]

土台は、全国に既にある「名簿」に置く



全国で動く

計画の作成率に左右されない

記録が背後にある

介護・障害福祉の記録を、名簿の作成に使える

情報が新しい

92.7%の市町村が、概ね年1回以上更新

名簿に、有事の項目を足す。新しい様式は要らない。

災害対策基本法第49条の10第2項第七号「避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」

出典：内閣府・消防庁「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（令和8年4月1日現在）[7]／災害対策基本法第49条の10[1]

名簿に足す6項目。それが「避難プロファイル」

避難プロファイル（記載例）

移動	**車椅子**
搭乗	**航空機可（乗降に介助）**
付添い	**1名**
言語	**日本語**
入所・入院	**なし（在宅）**
同意	**有事の利用に同意**

個別避難計画から使うもの

誰が、どう支えるか（支援者、必要な支援、福祉用具）

使わないもの

近くの避難所への行き先・経路・時刻（近距離の災害が前提のため）

行き先と便は、J-EVACが割り当てる

項目の候補値は既存の記録から自動で作り、担い手は確認するだけにする。

記載例は説明のための架空のもの。出典：災害対策基本法第49条の10・第49条の14[1]

法の壁は、国民保護法に規定を一つ新設して越える

甲

今の例外規定で運用する

採らない

平時から基盤を持っておく根拠にならない。解釈頼みでは、いざというとき市町村がためらう。

乙

個人情報保護法に例外を追加する

採らない

一般法に個別の事態を置くことになり、誰が管理し、いつ切り替えるかを定められない。

丙

国民保護法に規定を新設する

採用

名簿と計画を、有事の避難に使えると明記する。平時の準備は本人の同意か条例により、同意なく使えるのは事態の認定後、目的は国民保護に限る。

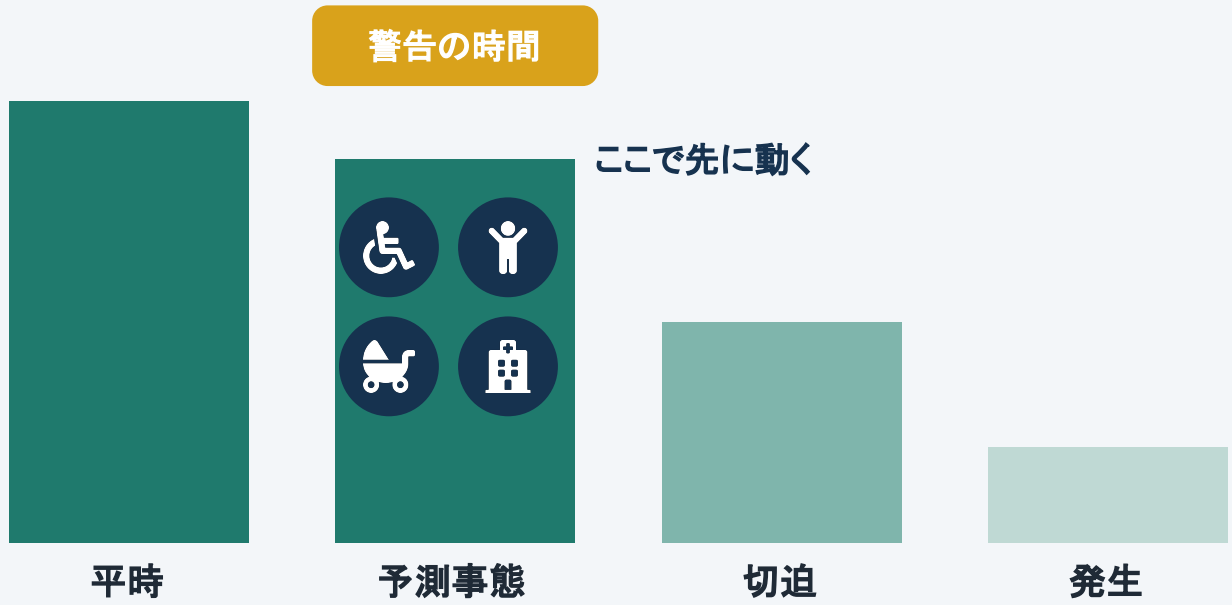
防災庁に国民保護を移せばよいのでは？

有事の指揮は、内閣に置かれる対策本部に一元化されている。移せば指揮が二重になるため、組織は統合せず、基盤をつなぐ。

出典：国民保護法第24条第1項・第61条[2]／災害対策基本法第49条の10・第49条の11第2項・第49条の14[1]／個人情報保護法第69条第2項[3]

船は増やせない。だから、時間のかかる人から先に動く

使える輸送力（概念図）



前倒しが必要な三つの理由

物理
有事の輸送力は、事態が進むほど減る

法
運ぶ人の安全が確保できなければ、国は運送を指示できない（国民保護法第73条第3項）

人
支える人の安全のためにも、早いほうがよい

順番を決めるのはシステムではなく、事前に公開し合意した基準である。

出典：国民保護法第9条第1項・第52条第3項・第73条第3項[2]／内閣官房国家危機管理室（令和8年3月）[10]

空振りでも、先に動いた人の費用は公費で持つ

平時

名簿の更新と訓練

→

事態の認定前

時間のかかる人に、先行移動を「勧める」。強制はしない

→

事態の認定後

法律に基づく避難の指示へ

災害の側には、既にある考え方

避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」

内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）

¥ **これを有事に移す**

先に動いた人の交通費・滞在費、施設が入所者を移した費用は、何も起きなくても公費で負担する。

判断は結果ではなく、事前に公開した基準に沿ったかで評価する。

出典：国民保護法第4条第2項・第52条・第54条・第61条[2]／内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）[12]

スマホがなくても割当は届き、登録がなくても最低限は届く



スマホを使わない高齢者

支援者・福祉専門職・施設に割当が届く。紙の避難カードも手元に



着いたばかりの旅行者

空港・港・宿に着いた時点で、その土地の避難計画を端末に自動保存



何も登録していない人

最低限の情報として、一斉放送で最寄りの安全な場所を多言語で

最低限の情報は全員に、個人単位の割当は名簿と登録の対象者に届ける。

出典：国土交通省「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」（令和4年3月）[21]／消防庁「Jアラートの概要」[19]

通信が落ちても、逃げ方は手元に残る

平時

クラウド

割当と、港が使えないときの代わりの計画を、事前に配っておく

劣化時

衛星・一斉放送・地域の拠点

変更だけを、片方向の放送で伝える

途絶時

端末・紙・人

手元の割当、紙のカード、誘導する人が最後の保証になる

失うほどに、単純で壊れにくい手段へ切り替わる

割当は一か所に集めない

誰がいつどの便に乗るかという情報は攻撃目標になり得る。端末と紙に分けて持つ

妨害に勝とうとしない

最も妨害を受ける局面までに、必要な情報を手元へ届け終える

出典：内閣府「衛星安否確認サービス（Q-ANPI）」[20]／消防庁「Jアラートの概要」[19]

担い手を支える　職員と福祉専門職の負担を増やさない

負担

入力→確認

介護・障害福祉の記録から、候補値を自動で作る

職員と専門職は、確認と修正だけ

対価

1件7,000円

件数に応じた委託は既に実務にある。熊本市の計画作成の単価（例）

同じ仕組みに確認作業を加え、作業量に応じた単価で支払う。経費は普通交付税措置の対象に

還流

29.5%

計画の情報を平時から福祉専門職に提供する市町村の割合

確認した人に、情報が戻る仕組みにする

体制

18都道府県

令和8年度の国の促進事業で採択された数

都道府県が市町村を支える、この枠組みに組み込む

新たな作業を課さず、既にある支援の延長に乗せる。

出典：熊本市「熊本市個別避難計画作成業務委託について」[31]／内閣府・消防庁「調査結果」[7]・「通知」（令和8年6月29日）[8]／災害対策基本法第49条の10第3項[1]

新しく作るのは「つなぐ部分」だけ。離島一つから2050年へ

令和9年度 → 令和10年度 → 令和11年度～ → 2050年

制度を設計する

標準・手順・法令を整える。名簿情報の平時提供が全国最少の沖縄県（56.1%、全国94.3%）と先島5市町村を重点支援

離島一つで試す

国境離島の一市町村で、国民保護訓練に組み込み、効果を測る

全国へ広げる

名簿が土台なので、計画づくりの進み具合を待たない

標準のインフラへ

災害の種類・住む場所・年齢・国籍を問わず、個人単位で逃げ方が届く

¥ 費用の桁　最も大きいのは確認作業の委託

全国 **最大 約469億円**　沖縄県 **最大 約7.5億円**

名簿掲載者（全国6,696,718人、沖縄県107,487人）に、計画作成の委託単価1件7,000円を上限として掛けた試算。確認は計画作成より軽い作業のため、実際はこれを下回る。1市町村あたり平均約3,800人分。新たな財源が要るのは標準策定と接続部分の開発で、改修費は第1段階で要件を定めて算定する。

効果の測り方

- 避難の割当が届いた人の割合
- 名簿の人を有事の形式で読み出せた割合
- 事態の認定から割当が届くまでの時間

出典：内閣府・消防庁「調査結果」（令和8年4月1日現在）[7]・「通知」（令和8年6月29日）[8]／熊本市[31]／内閣官房国家危機管理室（令和8年3月）[10]

結び

災害でも、有事でも、
誰一人取り残さない。

- ✓ 東日本大震災の教訓は、名簿と避難計画という制度になった。
- ✗ 沖縄戦の教訓は、まだ制度になっていない。

逃げ切る日本を、ここから。

参考資料 A

提言を支える論拠

主体の補完性　なぜ接続されてこなかったのか

平時の避難データは、地方自治の事務として市町村が保有・管理する。一方、武力攻撃事態等の国民保護は、国が起点となって統制する別の法体系にある。実施はいずれも市町村が担うが、データの保有主体と意思決定の起点が異なるため、市町村のデータを国が活用する法的な回路が存在しなかった。これは怠慢ではなく構造の問題である。本基盤は、平時は住民に近い市町村が、有事は広域を統制する国が主体となる補完性の原理に沿って、その切替を制度として明文化する。常時の収集ではなく、事態の認定の時点にのみ、目的を国民保護に限定し、同意を基盤として開かれる条件付きの回路である。[1][2][3]

輸送力と前倒しの必然　国民保護法第73条

国民保護法第73条第3項は、国及び都道府県知事が指定公共機関等に避難住民の運送を指示できるのは、警報の内容に照らしその安全が確保されていると認められる場合に限ると定める。同条第4項は、運送時に武力攻撃の状況その他必要な情報を提供して安全を確保することを義務付けている。すなわち、安全が確保できない局面では、国は是正措置としての指示によって運送を強制することができない。加えて同法は、要配慮者の保護への留意（第9条第1項）と、離島の避難住民の運送への特段の配慮（第52条第3項）を定める。前倒しは、この法の構造そのものが指し示す方法である。[2]

通信の多層フォールバック

端末のオフラインキャッシュを土台に、劣化時は衛星バックホールと拠点の臨時アクセス、Jアラート、市町村防災行政無線及び緊急速報メール等の片方向一斉同報が変更を届ける。途絶時は端末間の中継と、紙及び誘導員が最終的な保証となる。現場の状態を伝える上り方向も同じ考え方で設計し、個人単位ではなく拠点単位で集約し、中枢ではなく最寄りの地域ノードへ短距離で伝達する。届かない場合は、事前共有の規則に基づく現場の自律判断と、人による伝達が代替する。[19][20]

個人情報の保護　三段の設計

第一段は地域一斉同報である。位置情報を取得せず、個人を識別せず、当該地域の全端末へ最寄りの安全な場所を多言語で届ける。登録が皆無でも機能する最低限の保証となる。第二段は場所の計画の自動保存で、本人の接続を契機に、その土地の避難計画を端末に先読みする。個人の位置は取得しない。第三段は任意の登録であり、割当の最適化を望む者だけが、滞在情報や要配慮の有無を、同意に基づき目的を限定して登録する。上の段で足りる者には、個人データの処理は一切発生しない。[3]

参考資料 B

補足データ

沖縄県における名簿情報の提供状況

個別避難計画の未作成団体は、令和8年4月1日現在で全国的に解消された。他方、作成された計画が避難支援等関係者に届いているかは別の問題である。沖縄県では、平時から名簿情報を提供している市町村が41団体中23団体にとどまり、これは全国最低である。名簿掲載者に占める事前提供者の割合も全国最低である。

区分	沖縄県	全国
平時から名簿情報を提供する団体の割合	56.1%	94.3%
名簿掲載者に占める事前提供者の割合	16.1%	39.9%
個別避難計画の作成率	4.8%	15.1%

本提言は、避難支援等実施者及び施設を、デジタル技術を利用しない層の入口として設計する。島外避難の対象地域において、その前提となる情報の流通が最も弱い。接続を制度として設計する必要性は、この数値に表れている。[7]

（注）令和8年4月1日現在。個別避難計画の作成率が最も低いのは神奈川県の4.2%であり、沖縄県は4.8%で二番目に低い。

先島諸島5市町村と避難先のマッチング

避難元市町村	人口	経由空港	避難先県
宮古島市	55,583	鹿児島	福岡・熊本・宮崎・鹿児島
石垣市	49,821	福岡	山口・福岡・大分
竹富町	4,204	福岡	長崎
与那国町	1,689	福岡	佐賀
多良間村	1,040	鹿児島	熊本
計	**112,337**	—	8県32市町

人口は令和7年1月1日現在の住民基本台帳による。このほか約1万人の観光客が島外避難を要する地域に滞在すると想定されている。輸送力は、駐機スポットの最大限の活用や船舶の臨時定員の調整等により、平時の2倍を超える1日約2万人を確保できる見込みとされ、約12万人は単純計算で6日程度で九州へ避難できる見込みと整理されている。船舶避難の対象は、航空機に搭乗できない要配慮者である。与那国町は日本最西端の一島一町であり、竹富町は複数の有人離島から成る。[10][13][14]

参考資料 C

想定される論点への対応

政治的機微

特定の国又は地域を名指しせず、脅威を誇張しない

本提言の立脚点は、一貫して人道と保護に置く。すなわち、沖縄戦における島外疎開の悲劇を繰り返さないことである。有事の住民避難について論じることは、有事を望むことではない。備えの不在こそが、最も弱い立場にある人々を危険に晒す。

物理的制約

情報システムが輸送力を増加させるとは述べない

輸送の物理的な限界を認めた上で、限られた輸送力と時間を無駄にしない仕組みを示す。輸送手段の確保可能性が事態対処の状況によることは、政府資料自身が明記している。

個人情報の保護

原則は監視ではなく配信である

中枢が個人の位置を収集するのではなく、中枢が地域に情報を配信する。個人データの利用は本人の同意に基づき、目的を国民保護に限定し、必要最小限にとどめる。位置情報は事態の認定後の同意に基づく補正に限る。登録しない自由は常に保障され、登録しない者にも一斉同報が最低限の避難の方法を届ける。

制度の実効性

個別避難計画の作成率が低いという指摘への対応

接続の土台は、全1,741市町村が作成済みの避難行動要支援者名簿に置く。したがって本基盤は、個別避難計画の作成率に依存せず、全市町村で成立する。個別避難計画は、作成済みの者について支援の関係を上積みする。加えて、有事への接続は平時の作成を促す。一度作成すれば災害と有事の双方で当該住民を守るため、作成の便益が二倍になる。

本提言は、煽ることも、現状を追認することもしない。立脚点は、一貫して人道と保護である。

参考資料 D

参考文献(1/3)

表記はハーバード方式に準拠する。本編スライド中の[ ]は本一覧の番号を指す。閲覧確認日は[1]〜[30]が2026年8月31日、[31][32]が9月25日、[33]が9月27日。

法令

[1] 災害対策基本法(昭和36年法律第223号). e-Gov法令検索. https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/

[2] 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法, 平成16年法律第112号). e-Gov法令検索. https://laws.e-gov.go.jp/law/416AC0000000112/

[3] 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号). e-Gov法令検索. https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057

[4] 水防法(昭和24年法律第193号). e-Gov法令検索. https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000193/

[5] 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法, 平成16年法律第114号). e-Gov法令検索. https://laws.e-gov.go.jp/law/416AC0000000114/

[6] 内閣官房防災庁設置準備室(2026)『防災庁設置法(令和8年法律第61号)及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和8年法律第62号)の概要』. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/pdf/gaiyo_260717.pdf

政府資料　避難・国民保護

[7] 内閣府政策統括官(防災担当)・消防庁(2026)『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(令和8年4月1日現在)』. https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r8chosa.html

[8] 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(生活環境担当)・消防庁防災課長(2026)『避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成・活用について(通知)』(令和8年6月29日, 府政防第1211号・消防災第108号). https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/horei_tsuchi/pdf/260629_tuchi.pdf

[9] 内閣府(防災担当)『避難行動要支援者の避難行動支援に関すること(避難行動要支援者名簿・個別避難計画)』. https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html

[10] 内閣官房国家危機管理室(2026)『沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組』(令和8年3月). https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/ukeire_20260325_torikumi.pdf

[11] 内閣官房『国民保護ポータルサイト』. https://www.kokuminhogo.go.jp/

参考資料 E

参考文献(2/3)

表記はハーバード方式に準拠する。本編スライド中の[ ]は本一覧の番号を指す。閲覧確認日は[1]〜[30]が2026年8月31日、[31][32]が9月25日、[33]が9月27日。

政府資料　避難・国民保護(続)

[12] 内閣府(防災担当)(2026)『避難情報に関するガイドライン』(令和8年3月改定). https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline_r8_1.pdf

政府資料　地方公共団体・組織

[13] 与那国町(2023)『与那国町 避難実施要領のパターン』(令和5年3月31日). https://www.town.yonaguni.okinawa.jp/docs/2023040400041/file_contents/hinan.pdf

[14] 与那国町(2017)『与那国町国民保護計画』(平成29年5月). https://www.town.yonaguni.okinawa.jp/docs/2018041100144/file_contents/hogokeikaku_1-2.pdf

[15] 内閣官房防災庁設置準備室『防災庁設置準備』. https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/

[16] 内閣官房防災庁設置準備室(2026)『防災庁の設置について』(令和8年7月21日). https://www.soumu.go.jp/main_content/001084965.pdf

政府資料　情報基盤・避難確保計画

[17] 内閣府(防災担当)『クラウド型被災者支援システムについて』. https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

[18] デジタル庁『防災DXの取組について』. https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7339476-4afc-42d8-a574-a06bb8843fb5/3c79cd8b/20250120_policies_disaster-prevention_outline_03.pdf

[19] 消防庁『全国瞬時警報システム(Jアラート)の概要』. https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html

[20] 内閣府『衛星安否確認サービス「Q-ANPI」』みちびき(準天頂衛星システム)公式サイト. https://qzss.go.jp/overview/services/sv09_q-anpi.html

[21] 国土交通省水管理・国土保全局(2022)『要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)』(令和4年3月). https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf

参考資料 F

参考文献(3/3)

表記はハーバード方式に準拠する。本編スライド中の[ ]は本一覧の番号を指す。閲覧確認日は[1]〜[30]が2026年8月31日、[31][32]が9月25日、[33]が9月27日。

歴史的事実

[22] 沖縄県公文書館『1944年8月22日 学童疎開船「対馬丸」が撃沈される』. https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/that_day/4745

[23] 公益財団法人対馬丸記念会『対馬丸事件について』. https://www.tsushimamaru.or.jp/tsushimamaru.php

諸外国の公的資料

[24] Federal Emergency Management Agency (FEMA) 'Integrated Public Alert & Warning System'. https://www.fema.gov/emergency-managers/practitioners/integrated-public-alert-warning-system

[25] Federal Emergency Management Agency (FEMA) 'Common Alerting Protocol'. https://www.fema.gov/emergency-managers/practitioners/integrated-public-alert-warning-system/technology-developers/common-alerting-protocol

[26] Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe (BBK) 'Zivilschutz'. https://www.bbk.bund.de/DE/Das-BBK/Zivile-Verteidigung/Zivilschutz/zivilschutz_node.html

[27] Bundesamt für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe (BBK) 'Warnung in Deutschland'. https://www.bbk.bund.de/DE/Warnung-Vorsorge/Warnung-in-Deutschland/warnung-in-deutschland_node.html

[28] UK Government 'Civil Contingencies Act 2004: Explanatory Notes'. legislation.gov.uk. https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/36/notes/division/2

[29] 대한민국 행정안전부(大韓民国行政安全部)『안전디딤돌(安全ディディムドル)』. https://www.mois.go.kr/frt/sub/a06/b11/safetyStep/screen.do

[30] Singapore Civil Defence Force (SCDF) 'Public Warning System'. https://www.scdf.gov.sg/home/civil-defence-shelter/public-warning-system

地方公共団体の取組・白書・報道

[31] 熊本市『熊本市個別避難計画作成業務委託について』. https://www.city.kumamoto.jp/kiji00362969/index.html

[32] 日本経済新聞(2026)「防災庁、11月2日に発足へ 勧告権で省庁横断の災害対策主導」(2026年9月25日). https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA2529T0V20C26A9000000/

[33] 消防庁(2025)『令和7年版 消防白書』「安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展」. https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r7/report6/69545.html